

## 令和8年度旭川市タクシー利用促進事業補助金のご案内

### 1 趣旨

物価高騰の影響を大きく受けている市内のタクシー事業者を支援するために、旭川市が実施する「あさひかわタクシーおでかけチケットプレゼントDAY2026」に参加する事業者に対して、旭川市タクシー利用促進事業補助金を交付します。

### 2 補助対象事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業限定を含む。）のうち、旭川市内に本店（個人事業者においては住所）及び法第5条第1項第3号の事業計画に定める営業所（以下「営業所」という。）を置く法人又は個人事業者

### 3 補助対象事業

「あさひかわタクシーおでかけチケットプレゼントDAY2026」（令和8年9月19日（土）～令和8年9月21日（月））で配付する「あさひかわタクシーおでかけチケット」（以下「タクシー利用券」という。）を旅客運賃及び料金の一部に充当する事業

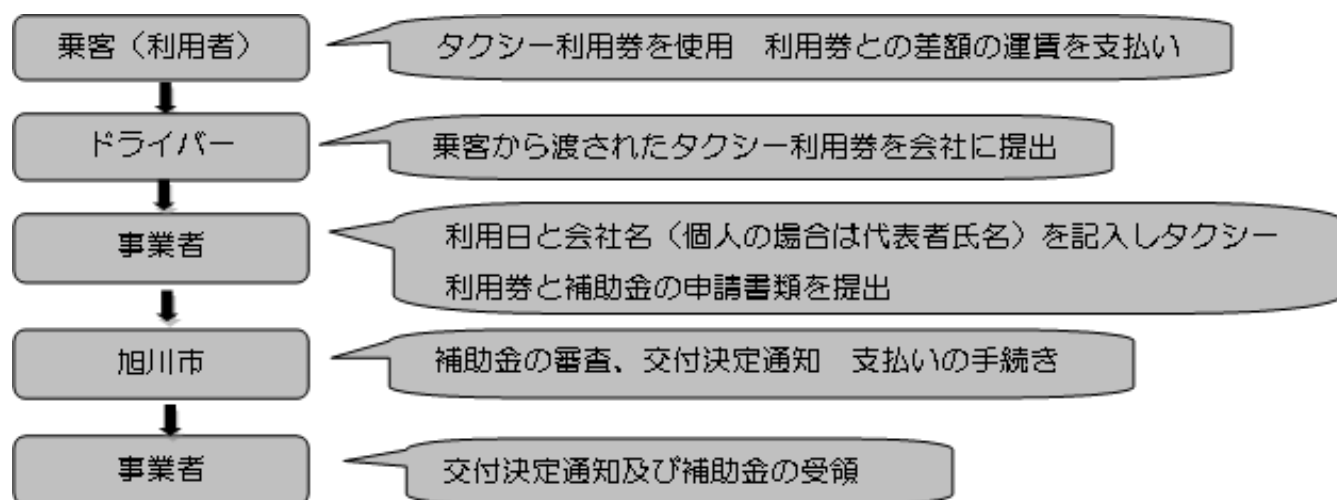
### 4 対象となる事業期間

令和8年9月19日（土）～令和9年2月11日（木・祝）

### 5 補助対象経費

タクシー利用券を利用して乗車したタクシーの旅客の運賃及び料金

### 6 事業の流れ



## 7 申請に必要な書類

- ①令和8年度旭川市タクシー利用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）
  - ・押印は省略できます
  - ・内訳の件数はタクシー利用券の枚数と一致させてください
- ②補助対象事業のタクシー利用券（下記のサンプルをご確認ください）
  - ・利用できる期間は令和8年9月19日（土）～令和9年2月11日（木・祝）となります。
  - ・利用された日と会社名（個人の場合は代表者氏名）を必ず記入してください。空欄があると無効となる場合があります。
  - ・利用状況確認のため運行日誌等を確認させていただく場合がありますので御理解ください。
- ③通等の写し（個人事業主のみ）
  - ・銀行名、支店名、口座名義、口座番号がわかるページの写しを添付してください。

（表）※2色ありますが利用方法は同じです。

（裏）



※電子マネー等との併用は乗車前に乗務員にご確認ください。  
 ※再発行、現金とのお引換え、払い戻しはいたしません。  
 ※配車アプリのアプリ内決済とは併用できません。  
 ※チケットは1回の乗車運賃が500円以上となる場合に利用できます。  
 ※おつりは出ません。



利用できる  
会社はこちら

事業者記入用

事業者名	_____			
利用日	令和	年	月	日

利用された日付と会社名、  
（個人の方は代表者氏名）  
を記入してください。

## 8 申請書類の提出期限と支払い予定日

回数	月分	提出期限	支払予定日
第1回目	9月分	令和8年10月9日（金）	令和8年10月末
第2回目	10月分	令和8年11月10日（火）	令和8年11月末
第3回目	11月分	令和8年12月10日（木）	令和8年12月末
第4回目	12月分	令和9年1月8日（金）	令和9年1月末
第5回目	1月分	令和9年2月10日（水）	令和9年2月末
第6回目	2月分	令和9年2月19日（金）	令和9年3月末

※毎月申請する場合は各回の提出期限までに提出してください。

※一括で申請する場合は第6回目の提出期限までに提出してください。



**9 申請書の提出方法**

下記の提出先に郵送又は持参

**10 補助金の交付決定**

申請内容を審査し不備がなければ、本市から令和8年度旭川市タクシー利用促進事業補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）のお送りし、補助金のお支払となります。

**【問い合わせ先、提出先】**

**旭川市都市振興部交通政策課**

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎3階  
電話 0166-25-9851（平日 午前8時45分～午後5時15分）  
メール kotsuseisaku@city.asahikawa.lg.jp

